

情報通信審議会 情報通信技術分科会 局所吸収指針委員会
局所吸収指針作業班(第2回) 議事要旨(案)

- 1 日時 平成21年11月27日(金) 16時00分～17時30分
- 2 場所 総務省第4特別会議室(総務省5階)
- 3 出席者(敬称略)
 - (1) 構成員
多氣 昌生(主任)、上村 佳嗣(主任代理)、池畑 政輝、牛山 明、
小島 正美、佐藤 康仁、君山 潤子(藤原 晴海代理)、西方 敦博、
和氣 加奈子
 - (2) オブザーバ
渡邊 聡一(比吸収率測定方法作業班主任)
 - (3) 事務局
稲垣係長、川名官
4. 議事
 - (1) 前回の議事要旨(資料一指針2-1)について、修正意見があれば、後日事務局あて連絡することとして了承された。
 - (2) 局所吸収指針の改定に向けた検討について、多氣主任より資料一指針2-2に基づき、説明があった。主な質疑応答は以下のとおり。

上村構成員：3GHz以上の周波数においては、基礎指針の眼への入射電力密度を考慮する必要がある。

多氣主任：眼への入射電力密度の制限値である10mW/cm²の根拠については、例えば6GHzまでならば、眼球の温度上昇が考えられる。眼の温度昇については、SARが2W/kgという条件を満たせば、温度が何程度以上は上昇しないといったことが言えれば良いと考える。

君山構成員：今後、高速の携帯電話や無線LANが出てくるとすると、どのあたりの周波数が中心となってくるのか。

渡邊オブザーバ：無線LANは5.2GHz、第4世代の携帯電話は3GHz帯である。3GHz以上の周波数帯について、20mW以下は除外とするのか別途検討する必要がある。

多氣主任：弱い電波の除外については、IECにて審議中である。なお、現在の10g平均で2W/kgという局所吸収指針については、20mWであれば、指針を超えることはないということでSARの評価の必要

はないとしている。

(3) その他

次回作業班の開催日程は別途調整の上、事務局より連絡することとなった。

【配付資料】

資料一指針 2-1 情報通信審議会情報通信技術分科会局所吸収指針委員会局所吸収指針作業班（第 1 回）・比吸収率測定方法作業班（第 1 回）議事要旨（案）

資料一指針 2-2 多氣主任提出資料